

三豊市小学校 GIGA スクール端末売買及び処分業務仕様書
(単価契約)

令和 8 年 9 月作成

三豊市教育委員会事務局

学校教育課

1 概要

本業務は、GIGA スクール構想に基づき整備され、使用済となったタブレット端末等について、適切な処分（データ消去、再使用及び再資源化等）を行うことを目的とする。これらの端末には「都市鉱山」と称されるレアメタル等の有用金属が含まれており、国の「第五次循環型社会形成推進基本計画（令和 6 年 8 月 2 日閣議決定）」に沿った適正な再資源化が求められている。また、児童・生徒の個人情報保護の観点から、文部科学省・経済産業省・環境省が提示した方針（令和 5 年 10 月 26 日付「GIGA スクール構想の下で整備された 1 人 1 台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」）に基づき、確実なデータ消去を行うものとする。

2 受注条件

買受人（以下「乙」という。）は、以下の条件のいずれかを満たしていること。

- (1) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下「小型家電リサイクル法」という。）第 10 条第 3 項の認定を受けていること。なお、収集を行う区域に香川県を含んでいるものに限る。
- (2) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号。以下、「資源有効利用促進法」という。）に基づく製造事業者であること。
- (3) 過去 10 年間（10 年未満の会社については、設立以来）、業務上における個人情報の漏えい、紛失等の事故、または廃棄物の不適切処理（不法投棄等）による重大な過失や法令違反を引き起こしていないこと。

なお、一般競争入札参加申込時に認定を受けていることを証する書類等を提出すること。GIGA スクール端末が情報機器である性質を踏まえ、乙が認定計画に定めるパソコン・タブレットの処分実績（前年度の処分実績が、本件処分台数を上回ることを十分に有していること。なお、一般競争入札参加申込時に認定計画に基づく前年度の処分実績を示す書類を提出すること。GIGA スクール端末の性質を踏まえ、乙は 三豊市（以下「甲」という）が進める環境政策において実績があることが望ましい。

3 業務内容

- (1) 買受人の業務は、三豊市立小中学校で児童生徒が使用していた GIGA スクール端末等を回収し、回収した GIGA スクール端末等を再使用・再資源化する。

- (2) GIGA スクール端末に含まれるデータの消去を、「8. 処分方法」に定める方法で確実に実行し、端末毎にデータ消去完了証明書を発行する。データ消去の再委託は行わない。
- (3) 端末の残存価値を踏まえ有償売却を予定している。回収・運搬に必要な車両の確保や必要な作業に係る経費等を踏まえ、買受金額を算出すること。
- (4) 売出人（甲）が端末移動前に暫定的に行う作業として、以下を実施する。
- (ア) MDM 管理の解除
 - (イ) アクティベーションロックの解除
 - (ウ) Apple School Manager の所有解除
 - (エ) タブレット端末の初期化

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

5 引渡し対象品

- (1) GIGA スクール端末 iPad 第 8 世代 Wi-Fi モデル 2,280 台

※端末には、管理用のテプラ等のシール類が貼付されている場合がある。

※全体の 5 %程度は、再利用が困難な状態（通電不可、画面割れ・破損、MDM やアクティベーションロックの未解除、ASM 未解除等）であると想定すること。

(ア) 本件端末等は現状有姿で引き渡す。甲は動作・欠品・外観状態等について保証しない。

(イ) 次のいずれかに該当するものは買取対象外（買取金額 0 円）とする。

- ・電源投入不可（充電・通電を試みても起動しない 等）
- ・画面破損（表示不能、タッチ不能、ガラス全面破断 等）
- ・水没反応、基板欠損、筐体の重大破損 等

(ウ) 買取対象／買取対象外の判定は、~~引渡し時に甲乙立会いのうえ実施し~~乙が回収した全端末のデータ消去終了後に、台数・識別情報（シリアル等）・判定理由を記載した確認書を作成し双方署名する。当該確認書により台数を確定し、引渡し後に乙が買取対象外を追加主張することはできない。

(エ) 買取対象外となった端末等についても、乙は全量回収し、法令に従い適正に処分（再資源化）する。

- (2) 付属品（充電器・充電ケーブル・キーボード・タッチペン）

※付属品の数量は、端末本体の台数と一致しない場合がある。

6 予定数量・引き渡し場所

別表 1 に記載の内容とする。

7 引渡しの方法

甲および乙は、対象品を引渡す日時・場所・品目・数量等について事前に協議を実施する。乙は内容に基づき、引渡しに必要な車両等を手配する。

- (1) 端末を回収するための梱包材は乙にて GIGA 端末専用の物を用意し、事前に学校ごとに配布を行うか当日に持参する。
- (2) 梱包材の組み立て方法や回収する際に必要な情報が参照できるマニュアルを作成し、事前に教育委員会及び各学校の担当者に共有する。

8 処分方法

乙は、引渡しを受けた対象品について、下記を満たす方法により処分を実施すること。

- (1) 「小型家電リサイクル法」を遵守し、乙が関係省庁に提出した認定計画等に準拠した方法で処分（再使用・再資源化）を実施する。
- (2) GIGA スクール端末が情報機器である性質を踏まえ、盗難や情報漏洩等が発生しないように、作業場所全体を監視可能な複数の防犯カメラの設置、作業者の不正防止（記憶媒体等の持ち込み・持ち出し等を防止する方法、入退室のログ管理・保存、専用制服の着用等）の実施、異常を検知する警備システムの導入等、万全なセキュリティの確保・不正防止に必要な処置を講ずること。
- (3) 処分（再使用・再資源化）にあたっては、甲が定める三豊市情報セキュリティポリシーに基づいたデータ消去を行うこと。具体的な方法として、作業ログの取得が可能な専用ソフトを用いた上書き消去方式・ブロック消去方式・暗号化消去方式等で確実に消去を行うこと。故障等により専用ソフトを利用した消去が不可能な端末は、データの復元が不可能といわれる状態まで記憶媒体を物理的に破壊を行う等、当該データの重要性分類に応じた適切な消去方法を用いること。なお、HDD 用のデータ消去方法ではデータが残存している可能性があるためデータ消去方法としては不適切である。

- (4) データ消去作業はADEC（データ適正消去実行証明協議会）の消去プロセス認定を最高レーティングで受けた事業者で行うこと。また、データ消去方法・作業場所および作業を行う事業者を、事前に甲へ報告すること。
- (5) データ消去完了後は、端末毎の個体番号・消去方法・消去完了日時等が記載されたデータ消去完了証明書を発行し、甲が端末毎にデータ消去作業の完了を確認できるようにすること。また、データ消去完了証明書に記載された内容を5年間保管し、甲の求めに応じて開示できるように保存しておくこと。
- (6) GIGAスクール端末を再使用する場合は、認定計画において「再使用の許可」を受けた方法で行うこと。また、甲が所有していたことが明らかなシール等は全て削除すること。

9 データ消去完了の確認

乙より提出を受けたデータ消去完了証明書で、各端末のデータ消去作業が完了した事を確認し、さらに引渡し品が再資源化された報告をもって履行されたものとみなす。

10 協議事項

甲の担当職員と連絡を密にして作業に当たること。一連の各対応については、仕様を満たしているか、作業実施前に甲と確認を行うこと。なお、本仕様書に定めのない事項については、甲の担当職員と協議しその指示に従うこと。

11 留意事項

(1) 損害賠償

端末引渡し及び処分の実施に伴い第三者に与えた損害は、甲の責に帰すべきものを除き、全て乙の責任において処理すること。

(2) その他

(ア) 乙は、入札時もしくは契約時に受託条件に合致していることを証明する書類を提出すること。本契約では、個人情報を含む機器を取り扱う可能性があるため、乙は、作業の従事者に対し個人情報保護に関する研修を十分に行い、引渡した端末に含まれる個人情報の保護に努めること。

(イ) 予定数量は変動する可能性がある。最終台数は甲乙協議の上で最終確定するものとする。

(ウ) 乙は本契約の履行が困難となる事由が生じた場合は、作業を一時停止し、直ちに甲へ当該事由の内容及び甲が受ける影響が最小限となる措置を講じる旨を、速やかに書面をもって通知すること。

(エ) 乙の受託作業開始後であっても、仕様を満たせないことが判明した場合、契約を解除することができる。その場合の補償等は一切行わない。

12 本仕様に係る問い合わせ先

三豊市教育委員会事務局学校教育課

担当：ICT 担当 多田

TEL：0875-73-3131

E-mail：gakkoukyouiku@city.mitoyo.lg.jp